

● 御中

差 入 書

平成 23 年 10 月 1 日より施行されます東京都暴力団排除条例（「都条例」）を遵守するため、委任契約の締結にあたりましては、以下の事項に該当しないことの確認をさせて頂く必要がございます。

以下の文章をご確認のうえ、チェックボックスにチェックをお願いいたします。

- 自らが、現在、及び将来において、①暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員もしくは準構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）でないこと、②自ら又は第三者のために反社会的勢力を利用するものではないこと、③反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をするものではないこと、④反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係その他密接な関係を有するものではないこと、⑤自ら又は第三者を利用して、貸主（売主）又は貸主（売主）の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いないことを、それぞれ確約いたします。（都条例 18 条）。
- 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと、反社会的勢力によって経営が支配されていないこと、反社会的勢力が経営に実質的に関与していないことをそれぞれ確約いたします（都条例 18 条）。

平成 年 月 日

住 所

氏 名